

杉並区告示第169号

下記の者に係る住民基本台帳法第30条の46に規定される令和8年5月20日付の届出は、申出により錯誤の届出であることが判明した。

よって、この届出と交付された住民票の写しを無効とする。

令和8年5月21日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 事件本人 別紙のとおり
- 2 無効とする転入届 別紙のとおり
- 3 無効とする住民票の写し 別紙のとおり

以上

(別紙)

1 事件本人

氏 名 UMAROV MARUF ORIFOVICH

生年月日 1984年6月15日

性 別 男

2 無効とする届出

住 所 東京都杉並区高円寺北1丁目17番11号

アスール高円寺 201

転入届出日 令和8年5月20日

転入年月日 令和8年5月19日

3 無効とする住民票の写し

住民票の写し

発行日が令和8年5月20日のもの1通

以上